

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第34号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 当該請求に係る子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）</u>）が死亡した場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 当該請求に係る<u>特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないで児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>前各号（第3号を除く。）に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条の2第1項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>7～9 略</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の4 略</p>	<p>(育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子が死亡した場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の4 略</p>

2・3 略

4 略

(1)～(3) 略

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないで児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 略

(6) 前各号（第3号を除く。）に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

5～7 略

（介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務及び深夜勤務の制限）

第9条の5 第9条の2（第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号から第6号までを除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の2第2項中「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条の2第3項の」と、「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替

2・3 略

4 第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 略

5～7 略

（介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限）

第9条の5 第9条の2（第6項第3号及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の2第1項中「条例第9条の2第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求し、又は同条第3項」とあるのは「条例第9条の2第3項」と、「正規の勤務時間以外の時間における勤務又は時間外勤務」とあるのは「時間外勤務」と、「ならない。この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「条例第9条の2第1項又は第3項に」とあるのは「条例第9条の2第3項に」と、同条第6項第1号及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」と

えるものとする。

(特別休暇)

第15条 略

(1)～(7) 略

(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分
(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(9)～(21) 略

2～4 略

(介護休暇)

第16条 略

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2)～(5) 略

(6) 職員と同居している2親等の親族(第1号に掲げる者を除く。)

2 条例第16条第1項の日常生活を営むのに支障がある期間は、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間とする。

3 条例第16条第1項の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に係る人事委員会規則で定める期間は、3月とする。

とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) 略

(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分
(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(9)～(21) 略

2～4 略

(介護休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(4) 略

(5) 職員と同居している2親等の親族

2 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める期間は、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間とする。

3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める期間は、3月とする。

- 4 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿（介護休暇用）（第4号様式）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 5 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第8項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 6 職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿（介護休暇用）に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 7 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 8 第5項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づき第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第19条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする

4 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第19条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第16条第1項又は第16条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第21条 介護休暇又は介護時間の請求をしようとする職員は、あらかじめ休暇簿（介護休暇用）又は休暇簿（介護時間用）（第5号様式）に記入して任命権者に提出しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第22条 病気休暇、特別休暇（第17条に規定するものを除く。）、介護休暇又は介護時間の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（

(介護休暇の承認)

第19条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇の請求)

第21条 介護休暇の請求をしようとする職員は、あらかじめ休暇簿（介護休暇用）（第4号様式）に記入して任命権者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第22条 病気休暇、特別休暇（第17条に規定するものを除く。）又は介護休暇の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項に

以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

- 2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(県費負担教職員に係る読替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

- 2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(県費負担教職員に係る読替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

第1号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書

請求年月日 年 月 日 殿 次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 正規の勤務時間以外の時間における勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。 請求者 所属 職氏名 ㊟		
1 請求に係る子又は要介護者	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。（養育ができる。）	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（月）	年 月 日から
	深夜勤務の制限 年 月 日から； <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで； <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	時間外勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（月）	年 月 日から
注1 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が規則第9条の2第6項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。 2 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、 <input type="checkbox"/> 出産予定日に「レ」印を記入すること。 3 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための深夜勤務の制限の請求の場合のみ記入すること。 4 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 5 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 6 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		

第1号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書

請求年月日 年 月 日 殿 次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 正規の勤務時間以外の時間における勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。 請求者 所属 職氏名 ㊟		
1 請求に係る子又は要介護者	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。（養育ができる。）	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（月）	年 月 日から
	深夜勤務の制限 年 月 日から； <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで； <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	時間外勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（月）	年 月 日から
注1 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、 <input type="checkbox"/> 出産予定日に「レ」印を記入すること。 2 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための深夜勤務の制限の請求の場合のみ記入すること。 3 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 4 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 5 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		

第2号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属
職氏名 ㊟

次のとおり 正規の勤務時間以外の時間における勤務
 深夜勤務
 時間外勤務 の制限に係る子の養育
又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

(離縁 養子縁組の取消し 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。
(理由: _____)

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由: _____)

2 届出の事実が発生した日
年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属
職氏名 ㊟

次のとおり 正規の勤務時間以外の時間における勤務
 深夜勤務
 時間外勤務 の制限に係る子の養育
又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

(離縁 養子縁組の取消し)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由: _____)

2 届出の事実が発生した日
年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式 (第16条、第21条関係)

(第1面)

休 暇 簿 (介護休暇用)

職 氏 名			要介護者の状態及び 具体的な介護の内容
要介護者に 関する事項	氏 名		
	続 柄		
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
介護が必要となった時期		年 月 日	

指定期間の申出・指定											
第1回				第2回				第3回			
任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	申出の期間 期間	任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	申出の期間 期間	任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	申出の期間 期間
		年月日 年月日	自年月日 至年月日			年月日 年月日	自年月日 至年月日			年月日 年月日	自年月日 至年月日
備考				備考				備考			

指定期間の延長・短縮														
第1回				第2回				第3回						
任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	延長・短縮 後の末日	延長・短縮 後の末日	任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	延長・短縮 後の末日	延長・短縮 後の末日	任命 権者 印	請 求 者 印	申出年月日 受付年月日	延長・短縮 後の末日	延長・短縮 後の末日
		年月日 年月日	(自年月日) 年月日	年月日			年月日 年月日	(自年月日) 年月日	年月日			年月日 年月日	(自年月日) 年月日	年月日
備考				備考				備考						

(第2面)

任命権 者 印	請 求 者 印	請 求 年 月 日 受 付 年 月 日	請 求 の 期 間				承認の 可 否	庶務担当 者 確 認 印	備 考
		年月日	年 月 日	時 間	日・時間数				
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		

第4号様式 (第21条関係)

(表面)

休 暇 簿 (介護休暇用)

職 氏 名			要介護者の状態及び 具体的な介護の内容
要介護者に 関する事項	氏 名		
	続 柄		
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
介護が必要となった時期		年 月 日	
連続する6月(再任用職員にあっては、3月)の期間			年 月 日から 年 月 日

任命権 者 印	請 求 者 印	請 求 年 月 日 受 付 年 月 日	請 求 の 期 間				承認の 可 否	庶務担当 者 確 認 印	備 考
		年月日	年 月 日	時 間	日・時間数				
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日 時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分		<input type="checkbox"/> 不承認		

注 再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(裏面)

任命権 者 印	請 求 者 印	請 求 年 月 日 受 付 年 月 日	休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間				庶務担当 者 確 認 印	備 考
		年月日	年 月 日	時 間	日・時間数			
		年月日	自年月日	時 分～時 分	日 時間			
		年月日	至年月日	時 分～時 分				
		年月日	自年月日	時 分～時 分	日 時間			
		年月日	至年月日	時 分～時 分				
		年月日	自年月日	時 分～時 分	日 時間			
		年月日	至年月日	時 分～時 分				
		年月日	自年月日	時 分～時 分	日 時間			
		年月日	至年月日	時 分～時 分				
		年月日	自年月日	時 分～時 分	日 時間			
		年月日	至年月日	時 分～時 分				

(第3面)

任命権者印	請求者印	請求年月日 受付年月日	休暇の取消し等の期間			庶務担当 者確認印	備考
			年月日	時間	日・時間数		
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			
		年月日	自年月日	時分～時分	日 時間		
		年月日	至年月日	時分～時分			

第5号様式 (第21条関係)

(第1面)

休 暇 簿 (介護時間用)

職氏名		氏名		要介護者の状態及び 具体的な介護の内容	庶務担当 者確認印	備考	
要介護者に関する事項	続柄		同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期						
	年月日から 年月日						
連続する3年の期間		年月日から 年月日					
任命権者印	請求者印	請求年月日	請求の期間		承認の可否	庶務担当 者確認印	備考
		受付年月日	年月日	時間			
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	

(第2面)

任命権者印	請求者印	請求年月日	請求の期間		承認の可否	庶務担当者確認印	備考
		受付年月日	年月日	時間			
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	<input type="checkbox"/> 承認	
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	<input type="checkbox"/> 不承認	

(第3面)

任命権者印	請求者印	請求年月日	休暇の取消し等の期間		庶務担当者確認印	備考
		受付年月日	年月日	時間		
		年月日	自年月日	時分～時分		
		年月日	至年月日	時分～時分		
		年月日	自年月日	時分～時分		
		年月日	至年月日	時分～時分		
		年月日	自年月日	時分～時分		
		年月日	至年月日	時分～時分		
		年月日	自年月日	時分～時分		
		年月日	至年月日	時分～時分		
		年月日	自年月日	時分～時分		
		年月日	至年月日	時分～時分		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
(平成29年3月31日までの間における特別休暇に関する読替え)
- 2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間における改正後の第15条第1項第8号の規定の適用については、同号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項」と、「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、「若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む」とあるのは「を含む」とする。
(平成28年改正条例附則第6項の規定による指定期間の指定)
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年香川県条例第48号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第6項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第16条第1項に規定する指定期間(以下単に「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休暇簿(介護休暇用)に記入して、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員にあっては、市町の教育委員会。以下同じ。)に対し行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第6項に規定する初日(以下単に「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 平成28年改正条例附則第6項に規定する職員(以下単に「職員」という。)は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿(介護休暇用)に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する規則第19条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 平成28年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める期間は、3月とする。
- 9 附則第3項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の前日においても行うことができる。